

保護者 様

インフルエンザ罹患後の療養報告について

認定こども園 中居幼稚園
園長 神戸 秀明

お子さんは、インフルエンザのため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園していただくようお願いします。インフルエンザの登園再開のめやすは下記のとおりです。

<インフルエンザの登園再開のめやす>
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過していること。」

登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。

.....

保護者が記入

施設長 様

インフルエンザにおける療養報告書

_____ 組 氏名 _____

- 1 診断を受けた医療機関： _____
- 2 診断日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（診断型：A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登園再開日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
（登園再開には下記の「登園再開のめやす」 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

登園再開のめやす	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日： _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 3 日を経過している。 ⇒ 解熱した日： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____

登園のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登園可能		
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱	解熱							
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱	解熱							
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱	解熱							
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱	解熱							

※「発症した後5日」、「解熱した後3日」のどちらか一方のみを満たした状態では登園のめやすは満たせません。登園再開には、両方を満たす必要があります。